

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月14日
【届出者の氏名又は名称】	材惣木材株式会社
【届出者の住所又は所在地】	名古屋市中区錦一丁目 1 番 2 号
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目 1 番 2 号
【電話番号】	052-203-1690
【事務連絡者氏名】	取締役 秋好正幸
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	材惣木材株式会社 (名古屋市中区錦一丁目 1 番 2 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、材惣木材株式会社をいい、「対象者」とは、大日本木材防腐株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

大日本木材防腐株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)816,988株(所有割合(注1):19.81%)を所有している対象者の筆頭株主であるとともに対象者のその他の関係会社であり、対象者の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏が公開買付者の代表取締役社長を務めております。

この度、公開買付者は、平成28年11月11日開催の取締役会において、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び非応募株式(以下に定義します。))を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議いたしました。なお、本取引は、マネジメント・バイアウト(MBO)(注2)に該当し、公開買付者及び対象者の代表取締役社長を兼務する鈴木龍一郎氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

(注1)「所有割合」とは、対象者が平成28年11月11日に公表した「平成29年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の発行済株式総数(4,140,000株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(16,552株)を控除した株式数(4,123,448株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいい、以下同じとします。

(注2)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者は、公開買付者の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏(所有対象者株式:120,303株、所有割合:2.92%)、鈴木龍一郎氏の配偶者である鈴木佳代子氏が代表取締役を務める材惣エスレート株式会社(所有対象者株式:73,000株、所有割合:1.77%)、鈴木佳代子氏(所有対象者株式:5,000株、所有割合:0.12%)及び鈴木龍一郎氏の長男である鈴木興太郎氏(所有対象者株式:6,000株、所有割合:0.15%)から、それぞれが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨、平成28年10月24日に確約を得ております。また、公開買付者は、鈴木龍一郎氏の従兄弟である鈴木忠明氏(所有対象者株式:76,705株、所有割合:1.86%)、鈴木忠明氏が代表取締役を務める大日コンクリート工業株式会社(所有対象者株式:778,839株、所有割合:18.89%)及び鈴木忠明氏が代表取締役を務めるダイニチ株式会社(所有対象者株式:59,050株、所有割合:1.43%)から、それぞれが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の平成28年11月11日付確約書の交付を受けております。これらの応募を確約している株主の所有する対象者株式の合計は1,118,897株、所有割合は27.13%となります。

他方、公開買付者は、鈴木龍一郎氏の母である鈴木けい氏(所有対象者株式:88,613株、所有割合:2.15%)及び鈴木けい氏が代表取締役を務める有限会社鈴木興産(所有対象者株式:476,000株、所有割合:11.54%)。以下「鈴木興産」といい、鈴木けい氏と鈴木興産をあわせて「非応募株主」と総称します。)から、その所有する対象者株式の全て(合計:564,613株、所有割合:13.69%、以下「非応募株式」といいます。)について、本公開買付けに応募しないこと及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。)において本スクイズアウト手続(以下に定義します。)に関連する各議案に賛成することについて、平成28年10月24日に確約を得ております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、1,369,000株(所有割合:33.20%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,369,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び非応募株式を除きます。)を取得することにより対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(1,369,000株)は、対象者第2四半期決算短信に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(4,140,000株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(16,552株)を控除した株式数(4,123,448株)に係る議決権数(4,123個)に3分の2を乗じた数(2,749個、小数点以下切り上げ)から、公開買付者が所有する対象者株式(816,988株)に係る議決権数(816個)及び非応募株式(564,613株)に係る議決権数(564個)を控除した議決権数(1,369個)に1,000株を乗じた数としております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び非応募株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)により、対象者の株主を公開買付者及び非応募株主のみとすることを予定しております。

また、公開買付者は、本スクイズアウト手続の実行後、持株会社体制に移行することを予定しており、その一環として公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換その他の組織再編等を予定しておりますが、その具体的な方法、日程等の詳細については未定です。

なお、対象者が平成28年11月11日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成28年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、元禄3年(1690年)、初代惣兵衛が材木商を創業し、昭和9年4月に材惣木材株式会社として設立され、平成23年10月に材惣木材株式会社に商号変更しております。公開買付者は、創業以来300年以上にわたり「木を活かす」ことにこだわり続け、名古屋地区において、木材業を継続してきました。具体的には、江戸時代は寺社や城等の材料として、また、明治時代からは電柱や枕木のインフラ素材として、そして、近年は住宅用の構造材、内装材及び家具用材を中心として、木を活かしてきました。

公開買付者が、300年以上にわたり木材業を継続することができたのは、同じ木材を扱いながらも、大きく変わる時代の変化に対応して業態を変化させてきたためであり、この伝統は、時代とともに技術や価値観が激しく移り変わろうとも、常に変化に対応し新たな価値を創造して社会とともに歩む「環境適応企業」として、木材を通じて豊かな社会造りの実現の一翼を担うことを目指す対象者とも共通するものであると考えております。公開買付者は、そうした伝統と信頼を守りつつ、現在から未来に「木を活かし、豊かな生活空間、文化を提案していく」企業としてあり続け、更に350年、400年と木材業を継続させていきたいと考えております。

一方、対象者は、大正10年にその前身となる日本舗装道路株式会社を東京に設立し、翌年大正11年には本社を名古屋に移転し、現在の大日本木材防腐株式会社と社名を変更し、大正15年に公開買付者の関連会社であった名古屋枕木合資会社と業務連携し、昭和2年に公開買付者10代目の当主である鈴木惣一郎が対象者代表取締役社長に就任しました。

対象者は、戦前から戦後の混乱期、復興期の最中、特に当時の主力製品であった鉄道輸送や通信設備などの産業基盤整備に必要な防腐枕木や防腐電柱を日本国有鉄道、日本電信電話公社及び各電力会社向けに供給し、業績を伸ばし国内拠点を順次増やして業務を拡大し、昭和24年5月に名古屋証券取引所の開設と時を同じくして名古屋証券取引所市場第二部へ株式を上場いたしました。

対象者は、高度成長期の到来とともに、昭和20年代半ば以降、枕木や電柱等の工業製品が木製からコンクリート製へと変化していく中で、昭和40年代に始まった住宅ブームにおいて、防腐技術を生かした住宅用木製防腐土台(注3)を開発し、また、昭和51年に当時は海外から原木を仕入れ国内において製材加工を行い販売することが主流であった木材流通部門において、対象者が名古屋地区で最初に、北アメリカ地域より現地で日本向けの規格に製材、加工した木材を直接輸入し販売することを始め、現在対象者の主力事業となっております。

その後、昭和58年に木造住宅プレカット(注4)事業や2×4(注5)パネル製造事業にも進出する等、「木材防腐」の市場を広げながら、総合木材建築資材会社へと発展してきました。

また、M&Aを積極的に行い、平成20年に住宅建材事業へ、そして平成22年に運送事業にも進出し、現在では、自社工場における製造加工はもちろんのこと、自社倉庫を保有し、運送業務を担う子会社を利用した効率的な流通及び運搬の体制を構築し、白蟻などの防虫処理に使用する化学薬品の研究開発を手掛けるなど、流通、施工、研究開発などの多様な部門を自社及びグループ子会社に有する、総合木材建築資材会社として成長しております。

このように、対象者は、時代とともに技術や価値観が激しく移り変わろうとも、常に変化に対応し新たな価値を創造して社会とともに歩む「環境適応企業」として、木材を通じて豊かな社会造りの実現の一翼を担う企業を目指してきました。

- (注3)「住宅用木製防腐土台」とは、住宅の基礎の上に据える材料に防腐技術を施して耐久性を高めた木材を使用した土台をいいます。
- (注4)「プレカット」とは、住宅建築における木工事部分について、現場施工前に工場で原材料を切断し、加工を施すことをいいます。あらかじめ工場で加工済みの材料を現場で組み立てることによって、工期の短縮、建築現場の資材置き場や作業スペースの縮小、大工の技量によらない均質な加工などのメリットが得られます。
- (注5)「2×4」とは、建築構造の木構造の構法の一つである木造枠組壁構法で、フレーム状に組まれた木材に構造用合板で打ち付けた壁や床で支える工法をいいます。この床・壁パネルの6面体で構成することにより、耐震性・耐火性・断熱性・気密性・防音性に優れています。下枠・縦枠・上枠などの主要な部分が、2インチ×4インチサイズをはじめとする規格品の構造用製材で構成されることから、2×4(ツーバイフォー)工法と呼ばれます。

現在の我が国の経済に目を移しますと、東日本大震災の復興需要やアベノミクス効果、また、平成32年の東京オリンピック開催に伴う経済活性化、さらに、名古屋地区においては、平成39年のリニア中央新幹線開通に向けての名古屋駅周辺再開発事業等に伴う経済効果など、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、中国経済の減速や、欧州債務問題、世界的なテロに対する不安や不安定な為替相場など、景気の先行きの不透明感は依然として払拭されません。また、高齢化社会を迎えるにあたり、人口及び世帯数が減少してゆく中、公開買付者及び対象者を取り巻く住宅業界は、新設住宅着工戸数が平成8年度の163万戸から平成27年には90万戸へと減少し、厳しい市場環境が続いておりますが、新設住宅着工戸数は今後も減少傾向が続き、平成42年には54万戸まで減少すると予測されております(出典：株式会社野村総合研究所平成28年6月2日付ニュースリリース「2030年度の新設住宅着工数は54万戸に減少～リフォーム市場規模は6兆円台で横ばいに～」)。特に、対象者の主力の木材事業では、主に戸建て木造住宅で使われる構造材・羽柄材を取り扱っており、その売上高は全体の約70%を占めることから、対象者の事業業績は、持ち家や戸建分譲住宅などの新築着工戸数の動向に大きく左右され、今後の新築着工戸数の減少予測への対応は、対象者にとって大きな課題であると考えております。

公開買付者は、このような厳しい環境の中、公開買付者及び対象者並びにそれらの子会社、関連会社(以下「両社グループ」といい、公開買付者及び対象者のみを指す場合は「両社」といいます。))の成長及び事業の発展を目指していくためには、両社が一体となってより機動的な経営判断を可能とし、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することが必要であり、両社の経営陣のリーダーシップのもと、これらを実施する必要があると考え、平成28年6月中旬、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により、対象者株式を非公開化することについて具体的な検討を始めました。

公開買付者は、本取引により、公開買付者が対象者を完全子会社化し、迅速な意思決定と機動的な事業展開を行うことができる資本構成に再編し、両社が一体的かつ機動的な経営体制を実現することが望ましいと考えており、このような機動的な経営体制を構築することにより、具体的には主に次のような取り組みが可能であり、これらは両社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

() 人材の活性化を考慮した人事交流

共通する事業における人材の再配置や相互補完により、組織力を強化することが可能であると考えております。また、両社グループ間における集合教育や勉強会の開催により、人材のレベルアップと組織の活性化を図ることが可能であると考えております。さらに、両社グループ企業の多種多様な事業をアピールすることができ、採用や広報を合理化し、広報コストを削減することが可能であると考えております。

() 重複業務の再構築による業務効率化

CAD(注6)及び2×4等の生産、さらに、将来的には、プレカット生産についても共同で効率化することが可能であると考えております。また、グループ化による事業規模の拡大により、拡販につながるものと考えております。

- (注6)「CAD」とは、Computer-aided designの略称であり、コンピュータを利用して建築資材や建築物の設計やデザインを行なうことをいいます。

() 共同資材購入等による仕入コスト削減

建材、合板、木材の仕入等について、共同で掛け率やリベートを改善することで仕入コストを削減することが可能であると考えております。

() 物流インフラの再構築による物流費削減

公開買付者、対象者及び対象者の子会社である東洋陸運株式会社の3社で、物流の拠点や配送の効率化を行うことで、物流費を削減することが可能であると考えております。

() 技術やノウハウの相互提供、共同研究

公開買付者及び対象者が保有するCAD、プレカット等の技術やノウハウを相互に提供・活用すること、対象者において現在実施している木材腐朽菌や白蟻への抵抗性の向上のための試験研究を共同で実施すること、及び学校等の非住宅用建物の建築を促進するため、木造の構造設計技術者の育成や非住宅用建物の設計・工程管理・施工管理を共同で開発することにより更なる技術力の向上に資するものと考えております。

() 効率的な資金調達及び資金運用

持株会社体制への移行により、資金調達や運用を一元管理することで、効率化と資金調達コストの削減等による財務基盤の安定化を目指すことが可能であると考えております。

上記()から()の取り組みは、持株会社体制への移行に向けたグループ内の再編を円滑に進めるとともに抜本的な経営改革を実施することにより可能となりますが、これらの改革は、中長期的には両社グループの企業価値の向上に資するものの、一時的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くおそれがありますので、上場を維持したままこれらの取組みを実施した場合、資本市場からの十分な評価を得ることができず、対象者の株主の皆様は株価の不安定化のリスクを負担させることになる可能性があると考えております。また、公開買付者は、対象者が、上記のとおり、昭和24年5月に名古屋証券取引所市場第二部へ株式を上場して以降、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、ブランド力の向上、知名度の向上による優れた人材の確保、顧客や取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えておりますが、対象者の現在の財務状況に鑑みると、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれないと料され、また、ブランド力や信用力も向上した対象者にとって株式の上場を維持する必要性は相対的に減少している一方、近年の資本市場に対する規制強化(四半期報告書及び内部統制報告書の提出等)により、株式の上場を維持するために必要なコスト(金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等)は増加しており、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担となる可能性は否定できないと考えております。

以上の理由により、公開買付者は、平成28年8月中旬、将来的に住宅着工件数の減少が見込まれる厳しい環境の中で両社の企業価値を持続的に向上させるためには、公開買付者が対象者を完全子会社化し、短期的な業績変動に左右されない機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、両社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業構造の改革及び経営基盤の強化等を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至りました。

そこで、公開買付者は、平成28年9月12日、対象者取締役会に対し、本取引の目的及び背景、本取引のスキーム等を記載した意向表明書を提出いたしました。その後、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を含む本取引の諸条件等についてさらに具体的な検討を進め、平成28年9月30日、対象者取締役会に対し、本公開買付価格を1株あたり530円とする提案を行いました。

これを受けて対象者は、第三者委員会及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下「デロイトトーマツ」といいます。)の意見を聴取しつつ慎重に検討を行ったとのことであり、平成28年10月24日に、公開買付者に対して本公開買付価格を見直すよう要請いたしました。

公開買付者は再検討を行い、平成28年10月28日、本公開買付価格を550円としたい旨の再提案を行いました。これを受けて、対象者は、再度、第三者委員会及びデロイトトーマツから意見を聴取し、慎重に検討を行ったとのことであり、かかる検討の結果を踏まえ、提案を受けた本公開買付価格は対象者の適正な企業価値が未だ十分に反映されておらず、対象者の少数株主の利益を十分に配慮したものとはいえないことから、平成28年11月1日、公開買付者に対して公開買付価格を再度見直すように要請いたしました。

その後も公開買付者と対象者は協議・交渉を行い、その結果、公開買付者は、株式会社M I Dストラクチャーズ(以下「M I D」といいます。)から取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の算定結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、本公開買付けに対する応募の見通し、両社グループの関係強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待等を勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、平成28年11月4日に本公開買付価格を当初の提案価格である530円に45円を上乗せした575円としたい旨の提案を対象者に対して行い、平成28年11月11日開催の取締役会において、本公開買付価格を575円として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、かかる提案を検討するために、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、ファイナンシャル・アドバイザーとしてデロイトトーマツに対象者の株式価値算定を依頼するとともに、法務アドバイザーとして春馬・野口法律事務所を選任したとのことです。併せて、本公開買付けを含む本取引の提案を検討するための第三者委員会を設置し、本公開買付けを含む本取引に関する提案を検討する体制を整えたとのことです。第三者委員会の構成その他具体的な委嘱事項の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。

対象者取締役会は、デロイトトーマツから平成28年11月10日付で株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得するとともに、対象者の法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けたとのことです。対象者株式価値算定書及び春馬・野口法律事務所からの法的助言の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「対象者における独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。

併せて、対象者取締役会は、第三者委員会から平成28年11月11日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受け、これらの内容を踏まえた上で、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の向上に資するか、本公開買付けを含む本取引における公開買付価格その他条件は妥当か等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。本答申書の概要及び第三者委員会の具体的な活動内容の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。

対象者は、公開買付者において、将来的に住宅着工件数の減少が見込まれる厳しい環境の中で両社の企業価値を持続的に向上させるためには、公開買付者が対象者を完全子会社化し、短期的な業績変動に左右されない機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、両社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業構造の改革及び経営基盤の強化等を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至ったことを受けて、これは、対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであり、対象者としても事実認識を共有できるものと考えているとのことです。

対象者としては、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、C A D、2 × 4 及びプレカット生産の共通している事業部門を補い効率化することで、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築するためには抜本的な経営改革を実施する必要があると考えているとのことです。また、こういった抜本的な経営改革は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、一般株主の皆様に対して短期的に対象者株価の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できないため、一般株主の皆様をこのようリスクから遮断するためには、マネジメント・バイアウト(M B O)の手法による非公開化のための本公開買付けを含む本取引を実施することが必要であると考えているとのことです。

以上の点から、対象者取締役会は、一般株主の皆様をこのようリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、持株会社体制への移行に伴うグループ内の再編を円滑に進めるためにも、本公開買付けを含む本取引を実施し、一体化された両社の経営陣のリーダーシップの下、スピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断したとのことです。対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引のメリットと共に、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討したとのことです。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また上場会社としての対象者が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できないとのことです。しかしながら、現在の対象者の財務状況においては、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれておらず、95年に亘る事業活動の中で、既にブランド力や信用力も十分に構築されていると考えられることから、株式の上場を維持する必要性は相対的に減少している一方で、近年資本市場に対する規制強化(四半期報告書及び内部統制報告書の提出等)により、株式の上場を維持するために必要なコスト(金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等)は増加しており、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担となる可能性があり、対象者取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断したとのことです。

また、本公開買付価格について、上記のように公開買付者との協議・交渉を行った結果、最終提案を受けた本公開買付価格(575円)は、()デロイトトーマツによる算定結果のうち、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。))に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、()本公開買付価格が名古屋証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日の直近取引成立日である平成28年10月18日の対象者株式の終値370円に対して55.41%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)、平成28年11月10日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値370円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。))に対して55.41%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値377円に対して52.52%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値392円に対して46.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲内であると考えられること、()下記、「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であることにより対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、対象者取締役会は判断したとのことです。

以上より、対象者は平成28年11月11日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役(対象者の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏を除き、監査等委員である取締役3名のうち鈴木登氏を除いた2名を含む取締役7名)の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏は、公開買付者の代表取締役社長を兼任しており、本公開買付けを含む本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係者として、当該対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、対象者の代表取締役専務である上田茂夫氏は、公開買付者の専務取締役を兼任していることから、利益相反を回避するため、専ら対象者の立場において本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議や公開買付者との協議及び交渉に参加しており、公開買付者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

さらに、対象者の監査等委員である社外取締役の鈴木登氏は、平成28年9月13日開催の対象者取締役会において、公開買付者からの提案内容等の説明受領及び本公開買付けを含む本取引についての検討開始、外部アドバイザー及び第三者算定機関の選定、第三者委員会の設置に関する議題につき審議及び決議に参加したものの、鈴木龍一郎氏の親族であることから、対象者との間の利害関係に配慮し、平成28年11月11日開催の取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

なお、公開買付者は、本取引後も、原則として、対象者の役員及び従業員を含めた現状の経営体制を尊重する方針です。また、公開買付者は、上記の取り組みを実行するため持株会社体制への移行に向けたグループ内の再編を検討しておりますが、具体的な方策や両社の企業価値を向上させるために最適なグループ運営体制の検討については、今後、対象者と協議のうえ決定していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,369,000株(所有割合:33.20%)としており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の下限とはしておりませんが、公開買付者としては、下記 から までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における第三者委員会の設置

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び非応募株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対し、以下の一連の手続の実行を要請することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの決済完了後速やかに、公開買付者は、対象者株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及び非応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなりますが、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主(公開買付者、非応募株主及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び非応募株主のみが対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者、非応募株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、本公開買付けの結果、鈴木興産が所有する株式(476,000株)又は鈴木けい氏が所有する株式(88,613株)と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、又はかかる株主が生じることが見込まれる場合、そのような状況下で株式併合を実施したとしても、対象者の株主を公開買付者及び非応募株主のみとすることができない可能性があります。そのような場合には、株式併合の結果、公開買付者のみ又は公開買付者及び鈴木興産のみが対象者の株主となるような併合の割合とする予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者、非応募株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記手続については、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の対象者株式の所有状況、及び公開買付者以外を対象者株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(公開買付者、非応募株主及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに対象者が公表する予定です。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の実行後、持株会社体制に移行することを予定しており、その一環として公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換その他の組織再編等を実施することを予定しておりますが、その具体的な方法、日程等の詳細については未定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認くださいませようお願いします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、名古屋証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び非応募株主のみとするために、本スクイズアウト手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、対象者株式は上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を名古屋証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、公開買付者の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏(所有対象者株式：120,303株、所有割合：2.92%)、鈴木龍一郎氏の配偶者である鈴木佳代子氏が代表取締役を務める材惣エステート株式会社(所有対象者株式：73,000株、所有割合：1.77%)、鈴木佳代子氏(所有対象者株式：5,000株、所有割合：0.12%)及び鈴木龍一郎氏の長男である鈴木興太郎氏(所有対象者株式：6,000株、所有割合：0.15%)から、それぞれが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨、平成28年10月24日に確約を得ております。また、公開買付者は、鈴木龍一郎氏の従兄弟である鈴木忠明氏(所有対象者株式：76,705株、所有割合：1.86%)、鈴木忠明氏が代表取締役を務める大日コンクリート工業株式会社(所有対象者株式：778,839株、所有割合：18.89%)及び鈴木忠明氏が代表取締役を務めるダイニチ株式会社(所有対象者株式：59,050株、所有割合：1.43%)から、それぞれが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の平成28年11月11日付確約書の交付を受けております。これらの応募を確約している株主の所有する対象者株式の合計は1,118,897株、所有割合は27.13%となります。なお、当該応募に前提条件は存在しません。

また、公開買付者は、鈴木龍一郎氏の母である鈴木けい氏(所有対象者株式：88,613株、所有割合：2.15%)及び鈴木興産(所有対象者株式：476,000株、所有割合：11.54%)から、その所有する対象者株式の全て(合計：564,613株、所有割合：13.69%)について、本公開買付けに応募しないこと及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成することについて、平成28年10月24日に確約を得ております。なお、当該非応募株主との確約に前提条件は存在しません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年11月14日(月曜日)から平成29年1月10日(火曜日)まで(35営業日)
公告日	平成28年11月14日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金575円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるM I Dに対し、対象者株式の価値の算定を依頼しました。なお、M I Dは公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。 M I Dは、複数の株式価値算定手法の中から本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びD C F法の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、公開買付者はM I Dから平成28年11月11日付で本株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者はM I Dから、本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。 上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価法 370円から392円 D C F法 474円から595円 市場株価法では、平成28年11月10日を算定基準日として、対象者株式の名古屋証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値370円、直近3ヶ月間の終値単純平均値377円、直近6ヶ月間の終値単純平均値392円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を370円から392円までと分析しています。 D C F法では、対象者が作成した平成29年3月期から平成33年3月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、対象者が平成29年3月期第2四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を474円から595円までと分析しています。 公開買付者は、M I Dから取得した本株式価値算定書の算定結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、本公開買付けに対する応募の見通し、両社グループの関係強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待等を勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成28年11月11日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり575円とすることを決定いたしました。 本公開買付価格である1株当たり575円は、本書提出日の直近取引成立日である平成28年10月18日の名古屋証券取引所市場第二部における対象者株式の終値370円に対して55.41%、平成28年11月10日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値370円(なお、当該1ヶ月間における対象者株式の名古屋証券取引所市場第二部における取引成立日は平成28年10月18日のみです。)に対して55.41%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値377円に対して52.52%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値392円に対して46.68%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

算定の経緯	(買付価格の決定に至る経緯) 公開買付者は、両社グループの成長及び事業の発展を目指していくためには、両社が一体となってより機動的な経営判断を可能とし、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することが必要であり、両社の経営陣のリーダーシップのもと、これらを実施する必要があると考え、平成28年6月中旬、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により、対象者株式を非公開化することについて具体的な検討を始めました。 そして公開買付者は、平成28年8月中旬、将来的に住宅着工件数の減少が見込まれる厳しい環境の中で両社の企業価値を持続的に向上させるためには、公開買付者が対象者を完全子会社化し、短期的な業績変動に左右されない機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、両社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業構造の改革及び経営基盤の強化等を積極的に行うことが最善の手段であると考えに至りました。 そこで、公開買付者は、平成28年11月11日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。 () 算定の際に意見を聴取した第三者の名称 公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるMIDに対し、対象者株式の価値の算定を依頼しました。なお、MIDは公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。 MIDは、複数の株式価値算定手法の中から本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、公開買付者はMIDから平成28年11月11日付で本株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者はMIDから、本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。 () 当該意見の概要 本株式価値算定書によると、採用した上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。 <table data-bbox="603 1025 943 1084"> <tr> <td>市場株価法</td><td>370円から392円</td></tr> <tr> <td>DCF法</td><td>474円から595円</td></tr> </table> () 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯 公開買付者は、平成28年9月12日、対象者取締役会に対し、本取引の目的及び背景、本取引のスキーム等を記載した意向表明書を提出いたしました。その後、公開買付者は、本公開買付価格を含む本取引の諸条件等について、さらに具体的な検討を進め、平成28年9月30日、対象者取締役会に対し、本公開買付価格を1株あたり530円とする提案を行いました。 これを受けて対象者は、第三者委員会及びファイナンシャル・アドバイザーであるデロイトトーマツの意見を聴取しつつ慎重に検討を行ったとのことであり、平成28年10月24日に、公開買付者に対して本公開買付価格を見直すよう要請いたしました。 公開買付者は再検討を行い、平成28年10月28日、本公開買付価格を550円としたい旨の再提案を行いました。これを受けて、対象者は、再度、第三者委員会及びデロイトトーマツから意見を聴取し、慎重に検討を行ったとのことであり、かかる検討の結果を踏まえ、平成28年11月1日、公開買付者に対して公開買付価格を再度見直すように要請いたしました。 その後も公開買付者と対象者は協議・交渉を行い、その結果、公開買付者は、MIDから取得した本株式価値算定書の算定結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、本公開買付けに対する応募の見通し、両社グループの関係強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待等を勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、平成28年11月4日に本公開買付価格を当初の提案価格である530円に45円を上乗せした575円としたい旨の提案を対象者に対して行い、平成28年11月11日開催の取締役会において、本公開買付価格を575円として本公開買付けを実施することを決議いたしました。	市場株価法	370円から392円	DCF法	474円から595円
市場株価法	370円から392円				
DCF法	474円から595円				

	(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。 なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,369,000株(所有割合:33.20%)としており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の下限とはしておりませんが、公開買付者としては、下記 から までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 公開買付者は、平成28年11月11日付でM I Dから本株式価値算定書を取得しております。詳細については、上記「算定の基礎」をご参照ください。 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツに対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、平成28年11月10日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、第三者算定機関であるデロイトトーマツは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、デロイトトーマツから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。 デロイトトーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が名古屋証券取引所市場第二部に上場していることから市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて算定を行っているとのことです。デロイトトーマツが上記手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。 市場株価法:370円から392円 DCF法:540円から700円 市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年11月10日を基準日として、本公開買付けの公表日の直近取引成立日である平成28年10月18日の名古屋証券取引所市場第二部における対象者株式の終値370円、過去1ヶ月間(平成28年10月11日から平成28年11月10日)の終値単純平均株価370円、過去3ヶ月間(平成28年8月12日から平成28年11月10日)の終値単純平均値377円及び過去6ヶ月間(平成28年5月11日から平成28年11月10日)の終値単純平均値392円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、370円から392円までと算定しているとのことです。 DCF法では、対象者が作成した平成29年3月期から平成33年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が平成29年3月期第2四半期以降、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しているとのことです。割引率は、8.25%~8.75%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率モデルを採用し、永久成長率を-0.25%~+0.25%として算定しているとのことです。
--	---

DCF法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとすることです。なお、以下の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとすることです。また、当該財務予測は本取引の実行を前提としたものではないとすることです。

(単位：百万円)

	平成29年 3月期 (9ヶ月)	平成30年 3月期	平成31年 3月期	平成32年 3月期	平成33年 3月期
売上高	19,973	25,020	25,860	26,980	27,880
営業利益	414	476	546	633	694
EBITDA	706	856	919	983	1,044
フリー・ キャッシュ・ フロー	310	537	575	612	655

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年10月3日、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する白石好孝氏(対象者の独立役員で監査等委員である社外取締役)、小木曾正人氏(公認会計士、小木曾公認会計士事務所所属)、清水綾子氏(弁護士、石原総合法律事務所所属)及び砂川伸幸氏(京都大学経営管理大学院教授)の4氏を選定しております。)(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置したとすることです。そして、対象者は、同日、本第三者委員会に対して、()本取引の目的の正当性・合理性(本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む)、()本公開買付けを含む本取引の条件(本公開買付け及び本スクイーズアウトにおいて株主に交付される対価に係る条件を含む)の公正性・妥当性、()本公開買付けを含む本取引の意思決定に至る手続きの公正性、()(上記()から()までを踏まえて)本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱したとすることです。本第三者委員会は、平成28年10月3日より平成28年11月11日まで合計8回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとすることです。具体的には、本第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、本取引の経緯・概要、本取引の目的、本取引により得られるメリット・シナジー効果、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、公開買付者と書面及びインタビューによる質疑応答を行ったとすることです。また、本第三者委員会は、対象者から対象者の事業計画について策定プロセス及び内容に関する説明を受け、質疑応答を行ったとすることです。さらに、本第三者委員会は、デロイトトーマツから、同社が対象者に対して平成28年10月14日に提出した対象者株式の株式価値の算定結果に係る中間報告に基づき、対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとすることです。

本第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討及び協議した結果、平成28年11月11日に、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下の内容の本答申書を提出したとすることです。

- () 対象者及び公開買付者を取り巻く市場環境等を踏まえると、厳しい市場環境の中で両社が成長・発展をしていくためには、短期的な業績変動に左右されない機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、両社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業構造の改革及び経営基盤の強化等を積極的に行うことについての必要性が認められること、本取引の意義の一つとして、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、C A D、2 × 4 及びプレカット生産の共通している事業部門を補い効率化することで同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することが考えられるが、このような抜本的な経営改革は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、一般株主に対して短期的に対象者株価の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できないため、一般株主をこのようなリスクから遮断した上で上記のような経営改革を行うために本取引を実施することには必要性・合理性が認められること、現在の対象者の財務状況においては、エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、また、ブランド力や信用力が向上した対象者にとって株式の上場を維持する必要性は相対的に減少している一方、近年の資本市場に対する規制強化(四半期報告書及び内部統制報告書の提出等)により、株式の上場を維持するために必要なコスト(金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等)は増加しており、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担となる可能性があること、に鑑みれば、本取引の目的には、正当性・合理性が認められ、本公開買付けを含む本取引を行うことは、企業価値の向上に資すると認められる。
- () 本公開買付価格(575円)は、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツによる算定結果のうち、D C F 法による価格帯の範囲内の数値であり、市場株価法による価格帯を上回っていること、本公開買付価格は、対象者が公開買付者の影響を排除した公正な手続によって検討、交渉を行い、当初提示額(530円)より引き上げられた価格で決定されたこと、本公開買付けの公開買付期間は35営業日に設定され、法令が定める最短期間20営業日をこえる期間設定がなされており、また、対象者と公開買付者との間では、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等や、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行われておらず、価格の適正性を担保する条件が確保されていると認められること、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をいわゆる「マジョリティー・オブ・マイノリティー」(Majority of Minority)の下限とはしていないが、「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり措置を講じていること、本公開買付けに応募しなかった株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であることを踏まえると、本公開買付けを含む本取引の条件(本取引において株主に交付される対価に係る条件を含む)には公正性・妥当性が確保されていると認められる。
- () 対象者は独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツから対象者株式価値算定書を取得し、また、独立した法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所から本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言等を得ながら、本公開買付けを含む本取引の協議・検討を行っていること、本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議において、特別利害関係者は含まれておらず、その他公開買付者又はその関係者が、対象者役員又は従業員に対して何らかの働き掛けや影響力を行使した事実も特に認められないこと、利害関係のない全ての取締役(監査等委員である取締役3名のうち鈴木登氏を除いた2名を含む取締役7名)が本公開買付けに賛成の意を示していることからすれば、本公開買付けを含む本取引の意思決定に至る手続きの公正性は確保されていると認められる。
- () 上記()から()までを踏まえると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定等における透明性及び客観性を高め、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保するとともに、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを確認するために、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について必要な法的助言を受けているとのこと。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、デロイトトーマツが作成した対象者株式価値算定書、法務アドバイザーである春馬・野口法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料を踏まえ、平成28年11月11日に取締役会を開催し、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の向上に資するか、本公開買付けを含む本取引における公開買付価格その他条件は妥当か等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのこと。

対象者取締役会は、将来的に住宅着工件数の減少が見込まれる厳しい環境の中、人材、設備、資金等の経営資源の共有化を図り、C A D、2×4及びプレカット生産の共通している事業部門を補い効率化することで同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築するためには抜本的な経営改革を実施する必要があると考えているとのこと。こういった抜本的な経営改革は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、一般株主の皆様に対して短期的に対象者株価の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できないため、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断するためには、マネジメント・バイアウト(M B O)の手法による非公開化のための本公開買付けを含む本取引を実施することが必要であると考えているとのこと。

以上の点から、対象者取締役会は、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、持株会社体制への移行に伴うグループ内の再編を円滑に進めるためにも、本公開買付けを含む本取引を実施し、一体化された両社の経営陣のリーダーシップの下、スピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断したとのこと。対象者取締役会は本公開買付けを含む本取引のメリットと共に、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討したとのこと。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また上場会社としての対象者が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できないとのこと。しかしながら、現在の対象者の財務状況においては、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれておらず、95年に亘る事業活動の中で、既にブランド力や信用力も十分に構築されていると考えられることから、株式の上場を維持する必要性は相対的に減少している一方で、近年資本市場に対する規制強化(四半期報告書及び内部統制報告書の提出等)により、株式の上場を維持するために必要なコスト(金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等)は増加しており、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担となる可能性があり、対象者取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断したとのこと。

また、本公開買付価格に関しては、()デロイトトーマツによる算定結果のうち、D C F法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、()本公開買付価格が名古屋証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日の直近取引成立日である平成28年10月18日の対象者株式の終値370円に対して55.41%、平成28年11月10日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値370円に対して55.41%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値377円に対して52.52%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値392円に対して46.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲内であると考えられること、()「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であることにより対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、対象者取締役会は判断したとのこと。

	以上より、対象者は平成28年11月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役(対象者の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏を除き、監査等委員である取締役3名のうち鈴木登氏を除いた2名を含む取締役7名)の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。 なお、対象者の代表取締役社長である鈴木龍一郎氏は、公開買付者の代表取締役社長を兼任しており、本公開買付けを含む本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係者として、当該取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。 また、対象者の代表取締役専務である上田茂夫氏は、公開買付者の専務取締役を兼任していることから、利益相反を回避するため、専ら対象者の立場において本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議や公開買付者との協議及び交渉に参加しており、公開買付者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加していないとのことです。 さらに、対象者の監査等委員である社外取締役の鈴木登氏は、平成28年9月13日開催の取締役会において、公開買付者からの提案内容等の説明受領及び本公開買付けを含む本取引についての検討開始、外部アドバイザー及び第三者算定機関の選定、第三者委員会の設置に関する議題につき審議及び決議に参加したものの、鈴木龍一郎氏の親族であることから、対象者との間の利害関係に配慮し、平成28年11月11日開催の対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を35営業日としております。 このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しております。 また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,741,847(株)	1,369,000(株)	—(株)

- (注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,369,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,369,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数の下限(1,369,000株)は、対象者第2四半期決算短信に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(4,140,000株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(16,552株)を控除した株式数(4,123,448株)に係る議決権数(4,123個)に3分の2を乗じた数(2,749個、小数点以下切り上げ)から、公開買付者が所有する対象者株式816,988株に係る議決権数(816個)及び非応募株式(564,613株)に係る議決権数(564個)を控除した議決権数(1,369個)に1,000株を乗じた数としております。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(2,741,847株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第2四半期決算短信に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(4,140,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(16,552株)、公開買付者が所有する対象者株式数(816,988株)及び非応募株式数(564,613株)を控除した株式数です。
- (注4) 単元未満株式及び相互保有株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取することがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,741
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(d)	816
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)	695
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)	3,312
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	66.48
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,741,847株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、鈴木興産及び鈴木けい氏以外の特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」のうち、鈴木興産及び鈴木けい氏以外の各特別関係者の所有する対象者株式に係る議決権の数(131個)を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成28年8月10日に提出した第138期第1四半期報告書に記載された平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び相互保有株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された平成28年9月30日現在の発行済株式総数(4,140,000株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(16,552株)を控除した株式数(4,123,448株)にかかる議決権の数(4,123個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)(以下「日興イーजीトレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーजीトレードのご利用申し込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注1)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してから受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真つき1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(3)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(4)
		公務員共済組合の組合員証(4)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(4)
	公務員共済組合の組合員証(4)
	パスポート(3)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
- (4) ご住所の記入漏れがないようご確認ください。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

< 外国人株主等 >

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,576,562,025
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	3,500,000
合計(a) + (b) + (c)	1,605,062,025

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(2,741,847株)に、1株当たりの本公開買付価格(575円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 弁済期：貸付実行日から6ヶ月後の応当日 金利：年利1.475% 担保：鈴木龍一郎氏による個人保証(極度額450,000千円)	1,985,000
計(b)				1,985,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から1,985,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成28年11月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,985,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成29年1月16日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,369,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,369,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
元禄 3 年(1690年)	初代惣兵衛が材木商を創業
文化 2 年(1805年)	五代惣兵衛が東本願寺名古屋別院の建立用木材納入のため現在の名古屋市中川区に貯木場と木挽小屋を建設
大正 2 年12月	八代鈴木惣兵衛が名古屋商業会議所(現名古屋商工会議所)の七代会頭に選任
大正14年10月	材惣合資会社を設立
昭和 9 年 4 月	公開買付者を設立
昭和 9 年10月	材惣合資会社を合併
昭和30年 7 月	株式会社東海木材相互市場の設立に加わる
昭和47年 8 月	株式会社東海木材相互市場内の東海建材株式会社の全株式を取得
昭和47年11月	名古屋港西部木材工業団地内に木工工場を新設
昭和50年 6 月	本社を名古屋市中区古渡町 3 番 9 号から名古屋市中区山王二丁目 3 番37号に移転
昭和53年 1 月	株式会社ザイソウハウスを設立
昭和53年 3 月	製材工場を名古屋港西部木材工業団地内に移転
昭和58年 6 月	有限会社函館材惣を設立
昭和62年 1 月	本社を名古屋市中区山王二丁目 3 番37号から名古屋市中区山王二丁目 6 番 1 号に移転
昭和62年 8 月	木造軸組建築プレカット事業を開始
昭和63年11月	西部物流センターが完成
平成元年 3 月	西部外材センターがオープン
平成元年 9 月	西部総合事務所が完成
平成 7 年 3 月	十二代鈴木龍一郎が代表取締役社長に就任
平成14年 7 月	ISO9001 : 1994を取得
平成16年11月	有限会社函館材惣を吸収合併
平成20年10月	ツーバイフォーパネル工場を新設
平成21年 7 月	名古屋城本丸御殿修元工事に携わる
平成21年12月	東海建材株式会社を吸収合併
平成22年 7 月	ISO9001:2008を取得
平成23年10月	本社を名古屋市中区山王二丁目 6 番 1 号から名古屋市中区錦一丁目 1 番 2 号に移転 材惣木材株式会社を材惣木材株式会社に商号変更
平成26年10月	北海道上磯郡木古内町に太陽光発電設備を新設
平成27年 9 月	愛知県海部郡飛島村木場の自社倉庫屋根に太陽光発電設備を新設

年月	沿革
平成27年12月	株式会社濱木屋を買収
平成28年 8 月	伊藤建材工業有限会社を買収

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- ・ 木材の売買、委託販売及び保管
- ・ 山林事業
- ・ 製材、木材加工品及び単板合板の製造販売並びに加工請負
- ・ 土木、建築請負
- ・ 機械、器具の製造販売及び修理
- ・ 一般建材用品の受託販売並びにこれらの買入及びその販売
- ・ 運搬具並びに輸送関連機器の販売
- ・ 梱包資材の販売
- ・ 他会社へ出資し、又は他会社の社員となること
- ・ 各種代理店業務
- ・ 動産、不動産の売買・賃貸及び管理業務
- ・ レコード、ビデオテープ、書籍、オーディオ機器等の賃貸及び販売
- ・ コンピューターゲーム機器の販売、コンピューターゲームソフトの売買及びレンタル
- ・ 建築の設計、施工及び管理、建築設計業
- ・ 太陽光発電等自然エネルギー利用に関する事業並びに電気の供給、販売等に関する事業
- ・ 不動産の仲介に関する業務
- ・ 前各号に関連する一切の業務

事業の内容

- ・ 木造軸工法のプレカット材・2 × 4 (ツーバイフォー) 工法の建築資材製造及び供給
- ・ 木材卸売業として、杉・檜等国産材の原木製品材の卸売
- ・ 米加材、ヨーロッパ材等の輸入製材の卸売
- ・ 合板・ボード類、広葉樹製品等の家具、木工用材の納入等
- ・ 建売住宅、注文住宅、不動産等の販売及び増改築

木材の総合企業として、建築・木工をはじめとするあらゆる分野を網羅する幅広い事業展開をしています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成28年11月14日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
82,800,000	1,656,000

【大株主】

平成28年11月14日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
鈴木 龍一郎	愛知県名古屋市昭和区	684	41.34
鈴木 忠明	東京都文京区	260	15.74
材惣木材持株会	愛知県名古屋市中区錦一丁目1番2号	173	10.45
鈴木 興太郎	愛知県名古屋市千種区	168	10.14
鈴木 和雄	愛知県名古屋市瑞穂区	79	4.81
鈴木 善一郎	愛知県名古屋市瑞穂区	73	4.41
鈴木 光雄	神奈川県横浜市港南区	51	3.08
鈴木 佳代子	愛知県名古屋市昭和区	28	1.69
鈴木 けい	愛知県名古屋市昭和区	22	1.33
鈴木 茂彦	愛知県江南市	21	1.27
鈴木 登	愛知県名古屋市瑞穂区	21	1.27
鈴木 宗雄	三重県津市	21	1.27
計	—	1,603	96.79

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成28年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役社長	—	鈴木 龍一郎	昭和35年3月5日	昭和59年11月 公開買付者入社 昭和61年7月 材惣エステート株式 会社代表取締役社長 昭和63年6月 公開買付者取締役 昭和63年12月 有限会社鈴木興産取 締役(現任) 平成2年6月 公開買付者常務取締 役 平成3年6月 対象者取締役 平成7年3月 対象者代表取締役社 長(現任) 公開買付者代表取締 役社長(現任) 平成7年12月 株式会社ザイソウハ ウス取締役(現任) 平成15年12月 株式会社濱木屋取締 役(現任) 平成22年10月 東洋陸運株式会社取 締役(現任) 平成23年8月 材惣エステート株式 会社取締役(現任) 平成28年8月 伊藤建材工業有限会 社取締役(現任)	684
専務取締役	営業本部本 部長兼生産 本部本部長	上田 茂夫	昭和22年8月13日	昭和46年4月 対象者入社 平成2年7月 対象者名古屋事業部 営業部長 平成3年6月 対象者取締役 平成5年4月 対象者事業本部営業 部長 平成8年4月 対象者事業本部営業 本部長 平成9年6月 対象者常務取締役 平成13年7月 対象者営業本部長 平成15年6月 対象者代表取締役専 務取締役(現任) 公開買付者取締役 (非常勤) 平成16年11月 公開買付者専務取締 役営業本部本部長兼 生産本部本部長(現 任) 平成19年6月 対象者専務執行役員 営業本部長(現任) 平成22年10月 東洋陸運株式会社代 表取締役会長 平成22年12月 株式会社ザイソウハ ウス代表取締役(現 任) 平成24年6月 東洋陸運株式会社代 表取締役社長(現任)	5
取締役	管理本部本 部長	秋好 正幸	昭和25年7月12日	昭和48年9月 公開買付者入社 平成12年4月 公開買付者管理本部 財務部長 平成14年6月 公開買付者取締役 (現任) 平成15年12月 株式会社ザイソウハ ウス監査役(現任) 平成16年11月 公開買付者管理本部 本部長兼財務部部長 平成24年6月 公開買付者管理本部 本部長(現任) 平成27年12月 株式会社濱木屋監査 役(現任) 平成28年8月 伊藤建材工業有限会 社監査役(現任)	3

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	管理本部総務部部長兼不動産本部不動産管理部部長	大谷 文昭	昭和32年5月15日	昭和55年3月 平成23年11月 平成26年6月 平成26年10月 平成27年12月 公開買付者入社 公開買付者管理本部 総務部部長兼経営企 画部長 公開買付者取締役 (現任) 公開買付者管理本部 総務部部長兼不動産 本部不動産管理部部 長(現任) 株式会社濱木屋取締 役(現任)	2
監査役	—	鈴木 けい	昭和3年11月25日	昭和63年12月 平成7年3月 平成12年6月 有限会社鈴木興産取 締役 材惣エステート株式 会社取締役(現任) 有限会社鈴木興産代 表取締役社長(現任) 公開買付者監査役 (非常勤)(現任)	22
監査役	—	西脇 明典	昭和35年12月13日	平成4年4月 平成8年4月 平成24年6月 弁護士登録 西脇法律事務所開設 公開買付者監査役 (非常勤)(現任)	-
監査役	—	鈴木 佳代子	昭和33年5月19日	昭和61年7月 昭和63年12月 平成23年8月 平成24年6月 平成27年12月 材惣エステート株式 会社取締役 有限会社鈴木興産取 締役(現任) 材惣エステート株式 会社代表取締役社長 (現任) 公開買付者監査役 (非常勤)(現任) 株式会社濱木屋監査 役(現任)	28
計					744

(2) 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第82期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日)の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

公開買付者の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

		(単位：千円)
		第82期事業年度 (平成28年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
	現金及び預金	1,782,857
	受取手形	451,562
	売掛金	1,223,921
	商品及び製品	731,263
	原材料及び貯蔵品	188,998
	繰延税金資産	24,882
	その他	212,066
	貸倒引当金	13,600
	流動資産合計	4,601,953
固定資産		
	有形固定資産	
	建物	389,341
	機械及び装置	213,639
	土地	1,497,726
	その他	231,867
	有形固定資産合計	2,332,575
	無形固定資産	
	ソフトウェア	10,401
	電話加入権	1,962
	無形固定資産合計	12,364
	投資その他の資産	
	投資有価証券	853,180
	関係会社株式	317,972
	出資金	38,896
	長期前払費用	25,695
	繰延税金資産	110,517
	その他	86,385
	貸倒引当金	17,141
	投資その他の資産合計	1,415,504
	固定資産合計	3,760,444
	資産合計	8,362,397

(単位：千円)

第82期事業年度
(平成28年3月31日)

負債の部			
	流動負債		
	支払手形	2,063,367	
	買掛金	776,953	
	短期借入金	600,000	
	1年以内返済長期借入金	1,608,086	
	未払金	112,858	
	未払法人税等	1,094	
	賞与引当金	38,474	
	その他	4,865	
	流動負債合計	5,205,700	
	固定負債		
	長期借入金	1,443,734	
	退職給付引当金	207,731	
	役員退職慰労引当金	65,441	
	その他	155,686	
	固定負債合計	1,872,594	
	負債合計	7,078,294	
純資産の部			
	株主資本		
	資本金	82,800	
	資本剰余金		
	資本準備金	202	
	資本剰余金合計	202	
	利益剰余金		
	利益準備金	25,000	
	その他利益剰余金		
	別途積立金	600,000	
	配当準備金	20,000	
	繰越利益剰余金	515,837	
	利益剰余金合計	1,160,837	
	株主資本合計	1,243,839	
	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	40,263	
	評価・換算差額等合計	40,263	
	純資産合計	1,284,103	
負債純資産合計		8,362,397	

【損益計算書】

		(単位：千円)
		第82期事業年度
		(自 平成27年 4 月 1 日
		至 平成28年 3 月31日)
売上高		10,475,463
売上原価		9,089,647
売上総利益		1,385,816
販売費及び一般管理費		1,335,951
営業利益		49,864
営業外収益		
	受取利息	11,458
	雑収入	39,101
	営業外収益合計	50,559
営業外費用		
	支払利息	49,988
	手形売却損	1,428
	営業外費用合計	51,416
経常利益		49,007
特別利益		
	貸倒引当金戻入	1,842
	その他特別利益	91,670
	特別利益合計	93,512
特別損失		
	固定資産売却及び廃却損	33
	貸倒損失	1,702
	固定資産圧縮損	48,160
	役員退職金繰入	1,488
	貸倒引当金繰入	1,100
	その他特別損失	29,408
	特別損失合計	81,893
税引前当期純利益		60,626
法人税、住民税及び事業税		29,131
法人税等調整額		41,687
法人税等合計		12,556
当期純利益		73,182

【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	配当準備金
平成27年4月1日 残高	82,800	202	202	25,000	600,000	20,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—
平成28年3月31日 残高	82,800	202	202	25,000	600,000	20,000

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
平成27年 4 月 1 日 残高	450,934	1,095,934	1,178,937	90,805	90,805	1,269,743
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	8,280	8,280	8,280			8,280
当期純利益	73,182	73,182	73,182			73,182
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				50,541	50,541	50,541
事業年度中の変動額合計	64,902	64,902	64,902	50,541	50,541	14,360
平成28年 3 月31日 残高	515,837	1,160,837	1,243,839	40,263	40,263	1,284,103

[注記事項]

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの・・・移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、半製品・・・売価還元法による原価法

・商品、原材料・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産・・・定率法

(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び機械装置の太陽光発電設備は定額法)

無形固定資産・・・定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 計算書類作成のための重要な事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表等)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権 28,759千円

短期金銭債務 16千円

(株主資本等変動計算書)

当該事業年度の末日における発行済普通株式の数 1,656,000株

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 775円42銭

1株当たりの当期純利益 44円19銭

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,519 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,519	—	—
所有株券等の合計数	1,519	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数8個が含まれていますが、但し、かかる数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	816 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	816	—	—
所有株券等の合計数	816	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	703(個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	703	—	—
所有株券等の合計数	703	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数8個が含まれていません。但し、かかる数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	株式会社ザイソウハウス
住所又は所在地	名古屋市熱田区花表町20番17号
職業又は事業の内容	大工工事業
連絡先	連絡者 株式会社ザイソウハウス 管理部 水野和晃 連絡場所 名古屋市熱田区花表町20番17号 電話番号 052-881-1101
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	鈴木 龍一郎
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者及び対象者の代表取締役社長
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に対し特別資本関係を有する個人

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	鈴木 佳代子
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者の監査役
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に対し特別資本関係を有する個人の親族(配偶者)

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	鈴木 興太郎
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者の従業員
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に対し特別資本関係を有する個人の親族(子)

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	鈴木 泰二郎
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社員
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者に対し特別資本関係を有する個人の親族(子)

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	鈴木 奈津子
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	学生
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者に対し特別資本関係を有する個人の親族(子)

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	鈴木 けい
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者の監査役
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対し特別資本関係を有する個人の親族(母) 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	上田 茂夫
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者の専務取締役及び対象者の代表取締役専務取締役
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	秋好 正幸
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者の取締役
連絡先	連絡者 材惣木材株式会社 総務部 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-203-1690
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年11月14日現在)

氏名又は名称	有限会社鈴木興産
住所又は所在地	名古屋市中区錦一丁目1番2号
職業又は事業の内容	不動産賃貸管理業
連絡先	連絡者 有限会社鈴木興産 桑原照夫 連絡場所 名古屋市中区錦一丁目1番2号 電話番号 052-209-6960
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

株式会社ザイソウハウス

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 株式会社ザイソウハウスは小規模所有者に該当いたしますので、同社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 龍一郎

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	120 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	120	—	—
所有株券等の合計数	120	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

鈴木 佳代子

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	5	—	—
所有株券等の合計数	5	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

鈴木 興太郎

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	6	—	—
所有株券等の合計数	6	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

鈴木 泰二郎

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 鈴木泰二郎氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 奈津子

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	3	—	—
所有株券等の合計数	3	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 鈴木奈津子氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 けい

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	88 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	88	—	—
所有株券等の合計数	88	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

上田 茂夫

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上田茂夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

秋好 正幸

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 秋好正幸氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

有限会社鈴木興産

(平成28年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	476 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	476	—	—
所有株券等の合計数	476	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

公開買付者と対象者の間には、公開買付者による対象者に対する木材販売に関する取引、公開買付者による対象者からの木材仕入に関する取引、及び、公開買付者による対象者からの不動産賃借に関する取引があります。また、公開買付者の子会社である株式会社ザイソウハウス(以下「ザイソウハウス」といいます。)と対象者の間には、ザイソウハウスによる対象者への塗装工事の発注に関する取引、ザイソウハウスによる対象者からの設備の改修工事の受注に関する取引、ザイソウハウスによる対象者からの建設工事の受注に関する取引があります。最近の3事業年度における取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

取引の概要	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	平成27年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
公開買付者による対象者に対する木材販売に関する取引	134,463	88,535	95,849
公開買付者による対象者からの木材仕入に関する取引	634,478	532,182	595,006
公開買付者による対象者からの不動産賃借に関する取引	—	—	2,800
ザイソウハウスによる対象者への塗装工事の発注に関する取引	—	21,273	14,644
ザイソウハウスによる対象者からの設備の改修工事の受注に関する取引	—	—	3,600
ザイソウハウスによる対象者からの建設工事の受注に関する取引	83,757	—	—

なお、公開買付者と対象者の役員との間に記載すべき重要な取引はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	名古屋証券取引所 市場第二部						
月別	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月
最高株価(円)	408	408	408	—	384	370	—
最低株価(円)	385	408	392	—	376	370	—

(注) 平成28年8月及び11月については、名古屋証券取引所市場第二部での取引成立日はございません。但し、平成28年11月については、11月11日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
株主数(人)	—	—	—	—	個人以外	個人	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第136期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日 東海財務局長に提出

事業年度 第137期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月29日 東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第138期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日 東海財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

大日本木材防腐株式会社
(名古屋市港区千鳥一丁目3番17号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者は、平成28年11月11日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成29年3月期の配当予想を修正し、平成29年3月期の期末配当を実施しないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が平成28年11月11日付で公表した「平成29年3月期の期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。